

# 大分県報

令和六年  
四月九日

(火曜日)

## 目次

### 告示

解除予定保安林	一
公有水面埋立工事のしゅん功認可	一
建築基準法による道路位置の指定	二
教育委員会告示	二
博物館の登録	二
選挙管理委員会告示	二
個人演説会等を開催することができる公営施設を指定した旨の報告	二
公 告	四
競争入札参加者の資格に関する公示(三件)	四
一般競争入札の実施(三件)	七
都市計画事業の事業計画の変更	一三
開発行為の完了	一三

### ○告示

#### 大分県告示第二百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和六年四月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 解除予定保安林の所在場所  
中津市本耶馬溪町下屋形字渡丸山二一五一番四(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的

令和六年四月九日

大分県報(告示)

一

#### 公衆の保健

##### (三) 解除の理由

道路用地とするため

##### (二) 解除予定保安林の所在場所

中津市本耶馬溪町下屋形字渡丸山二一五一番四(次の図に示す部分に限る。)

##### (二) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

##### (三) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 大分県告示第二百二十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

令和六年四月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

##### 一 しゅん功認可の年月日

令和六年三月二十五日

##### 二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

##### 三 埋立ての区域

###### 1 位置

別府市北のヶ浜町一八三番五に接する護岸敷、同護岸敷に接する国有海浜地、同市北浜三丁目八八番三二九から同市北浜三丁目八八番三五六を経て同市北浜二丁目八八番七一至至る間の土地に接する無番地、同市北浜二丁目八三三番一四及び同市北浜一丁目八八番三九四の地先公有水面

###### 2 区域

次の地点のうち、一の地点から七の地点までを順次に結んだ線、七の地点と八の地点を結ぶ平成二十年の春分の満潮位(D・L・+1・九二メートル)における公有水面と

防波堤との境界線、八の地点と九の地点を結ぶ平成十九年四月六日付け大分県指令港第五十二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+二・二九メートル)、九の地点と十の地点を結ぶ平成二十年の春分の満潮位(D・L・+一・九二メートル)における公有水面と防潮堤との境界線及び一の地点と十の地点を結ぶ平成二十年の春分の満潮位(D・L・+一・九二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

一の地点 国土地理院別府三等三角点(北緯三三度一七分〇四秒九四三八、東経一三一度二九分五八秒五八六〇)から一〇七度四二分一一秒六八四・八二メートルの地点

二の地点 一の地点から七七度三六分三九秒二・二六メートルの地点

三の地点 二の地点から七七度三九分三〇秒四八・八〇メートルの地点

四の地点 三の地点から一六七度二九分〇九秒五・五六メートルの地点

五の地点 四の地点から一六七度四九分一九秒八・〇六メートルの地点

六の地点 五の地点から七八度三六分〇四秒二一・六〇メートルの地点

七の地点 六の地点から一六八度三六分〇八秒四〇七・〇三メートルの地点

八の地点 七の地点から二五八度〇二分一二秒一九・九八メートルの地点

九の地点 八の地点から三四八度〇二分二六秒一三・九四メートルの地点

十の地点 九の地点から三四〇度五八分五四秒四〇一・〇九メートルの地点

3 面積

九、五五六・〇一平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十一年四月十三日指令港第七十六号

五 閲覧の場所

大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所並びに別府市役所

大分県告示第二百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和六年四月九日

大分県知事

佐藤

樹一郎

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
------	------	-------	-------	-------

別第五一二号 速見郡日出町大字川崎字山神 令六・三・一九  
 (メートル 六・九四  
 四・〇〇) 八四・一二

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第五号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十一条の規定により、博物館として令和六年三月十一日次のとおり登録した。

令和六年四月九日

名称	所在地	設置者
大分県立美術館	大分市寿町二一	大分県
竹田市歴史文化館・由学館	竹田市大字竹田二〇八三番地	竹田市

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、個人演説会等を開催することができる公営施設として、次の施設を指定した旨佐伯市選挙管理委員会から報告があった。

令和六年四月九日

大分県選挙管理委員会委員長

木 俊 廣

施設名称	所在地	施設の管理者	施設	指定年月日
佐伯市西上浦地域コミュニティセンター	佐伯市大字狩生一五五七番地三	佐伯市長	面積 三四〇・〇〇平方メートル 収容可能人員 三三四人	令五・三・一

佐伯市青山地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市大字 青山五四六 一番地	佐伯市長	三四八・ 〇〇平方 メートル	三三三人	令五・三・一	域コミュニティ イセシタ	大字沖松浦 五一三番地	佐伯市長	・八九平 方メートル	一七二五 人	令五・四・一
佐伯市宇目地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市宇目 大字千束一 五七一番地	佐伯市長	一八八一 ・〇〇平 方メートル	二〇〇九 人	令五・三・一	佐伯市鶴見地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市鶴見 大字吹浦五 一九番地三	佐伯市長が指 定する指定管 理者	三〇三・ 五三平方 メートル	二八八八 人	令五・四・一
佐伯市直川地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市直川 大字赤木七 四番地一	佐伯市長	一八八八 ・八四平 方メートル	一二六〇 人	令五・三・一	佐伯市鶴見地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市鶴見 大字松浦 八二一番地	佐伯市長が指 定する指定管 理者	四五〇・ 二三平方 メートル	四六七人	令五・四・一
佐伯市直川地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市直川 大字仁田原 一一五八番 地	佐伯市長が指 定する指定管 理者	二一〇・ 一一平方 メートル	一九九人	令五・三・一	佐伯市鶴見地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市鶴見 大字沖松浦 八四七番地	佐伯市長が指 定する指定管 理者	三四四・ 八二平方 メートル	三五〇人	令五・四・一
佐伯市直川地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市直川 大字横川一 〇七六番地 三	佐伯市長が指 定する指定管 理者	二四五・ 八六平方 メートル	二二二人	令五・三・一	佐伯市鶴見地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市鶴見 大字羽出浦 四三六番地	佐伯市長が指 定する指定管 理者	二三一・ 八六平方 メートル	二二七人	令五・四・一
佐伯市直川地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市直川 大字上直見 一五三二番 地	佐伯市長が指 定する指定管 理者	二二五・ 八〇平方 メートル	二〇六人	令五・三・一	佐伯市鶴見地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市鶴見 大字大島三 七八番地二	佐伯市長が指 定する指定管 理者	一四九・ 〇六平方 メートル	一三九人	令五・四・一
佐伯市直川地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市直川 大字下直見 四三八二番 地	佐伯市長が指 定する指定管 理者	二二七・ 〇〇平方 メートル	二二五人	令五・三・一	佐伯市鶴見地 域コミュニティ イセシタ	佐伯市鶴見 大字大島七 九六番地	佐伯市長が指 定する指定管 理者	三三一・ 五〇平方 メートル	三三三人	令五・四・一
佐伯市渡町台 地域コミュニティ イセシタ	佐伯市野岡 町二丁目一 二一四	佐伯市長	六七九・ 二四平方 メートル	八三七人	令五・四・一	佐伯市米水津 地域コミュニティ イセシタ	佐伯市米水 津大字浦代 浦一二三九 番地二	佐伯市長	一六六〇 ・一五平 方メートル	一七五九 人	令五・四・一
佐伯市鶴見地 地域コミュニティ イセシタ	佐伯市鶴見 地	佐伯市長	三四〇一			佐伯市保健福 社総合センタ ー	佐伯市向島 一丁目三一	佐伯市長	四六五平 方メートル	四一七人	令五・一・一

令和六年四月九日

大分県報(選管委告示)

1 和楽

八

ル

# ○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年四月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする特定役務の種類

大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）  
(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

令和六年四月九日（火）から同月十八日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

五 申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年四月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類

大分県警察統合情報通信ネットワーク用端末等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ないもの

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和六年四月九日から同月三十日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

令和六年四月九日

大分県報（公告）

五



六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げ届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
令和六年四月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類

運転免許証追記装置等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ないもの

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し

ていない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和六年四月九日から同年五月二日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

<p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続 令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手 大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>六 入札参加資格の取消し等 1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合 (二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合 (三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合 (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合</p> <p>2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和6年4月9日</p> <p>1 調達をする特定役務の種類 (1) 業務名 大分県知事 佐藤 樹一郎 大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務 (2) 委託期間 令和6年6月1日～令和7年3月31日 (3) 業務実施場所</p>	<p>大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進課等</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者（大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示（令和4年大分県告示第519号。以下「改正告示」という。）附則第4項の規定により入札参加資格を取得したとみなされる者を含む。）であること。</p> <p>(3) この調達に係る仕様書に基づき、大分県共同利用型電子入札システムにより令和6年5月16日（木）午後5時までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(5) この調達に係る仕様書に規定する業務従事者を確保できることを証明するため、技術員経歴書（様式1-1又は様式1-2）を提出した者であること。</p> <p>(6) 個人情報情報を安全管理する能力として、プライバシーマークの付与を認定された者であること又はプライバシーマーク相当の個人情報保護のマネジメントシステムを構築</p>
---	--

<p>し、若しくは維持している者であることを証明したものであること。</p> <p>(7) 当該調達予定役務又はこれと同等の役務に係る契約履行実績があることを証明した者であること。</p> <p>(8) (5)から(7)までを証明する書類を令和6年5月16日（木）午後5時までに提出し、参加承認を受けたもの</p> <p>(9) 開札日（令和6年5月20日（月））において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者（改正告示附則第4項の規定により入札参加資格を取得したとみなされる者を含む。）に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>3 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和6年4月9日（火）から同月18日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県会計管理局用度管財課 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965 大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県総務部電子自治体推進課システム開発支援班</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県総務部電子自治体推進課システム開発支援班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2078</p> <p>(2) 日時 令和6年4月9日（火）から同年5月16日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p>	<p>6 入札説明書の交付場所及び日時 5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県総務部電子自治体推進課システム開発支援班 (2) 提出期限 令和6年5月20日（月）午前9時 時間厳守</p> <p>9 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入札期限 本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この一般競争入札の実施に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準による。大分県共同利用型電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札を希望する者は、電子自治体推進課において、2の(3)及び(8)による承認をされた後、4の場所に令和6年5月20日（月）午前9時までに様式1及び様式2を持参又は郵送により提出すること。</p> <p>期 間 自 令和6年4月9日（火）午前9時 至 令和6年5月20日（月）午前9時</p> <p>10 大分県共同利用型電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和6年5月20日（月）午前10時</p> <p>11 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館2階 総務部電子自治体推進課 (2) 日 時 令和6年5月20日（月）午前10時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。</p> <p>12 入札保証金 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により免除する。</p> <p>13 契約保証金 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p>
--	---



<p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。</p> <p>17 その他</p> <p>この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Business content Software development and operation support, etc. Computer operation</p> <p>(2) Contract period From June 1, 2024 to March 31, 2025</p> <p>(3) Work location 3-1-1 Ohte-machi, Oitacity, Oita Prefectural General Affairs Department Government System Electrization Office</p> <p>(4) Bidding date 10:00 a.m. May 20, 2024</p> <p>(5) Management Bureau Address Oita Prefectural General Affairs Department Government System Electrization Office 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2078</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p>	<p>令和6年4月9日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察統合情報通信ネットワーク用端末等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで（60か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入期限 令和6年12月27日</p> <p>(4) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課ほか108所在地</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達には、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の②に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p>
---	---

<p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者          キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者          ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者          コ 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和6年5月21日（火）午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課運用・管理係に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。</p> <p>3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所          (1) 申請の時期          令和6年4月9日（火）から同月30日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで          なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。          (2) 申請書類の入手場所          大分県ホームページ (<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a>)          より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。          (3) 申請書類の提出先及び問合せ先          大分県会計管理局用度管財課物品調達班          〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時          (1) 場所          大分県警察本部警務部情報管理課運用・管理係          〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2428          (2) 日時          令和6年4月9日（火）から同年5月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨          (1) 使用言語 日本語          (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限          (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係          (2) 提出期限 令和6年5月24日（金）午前11時。ただし、郵送の場合は、同月23日（木）</p>	<p>午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等          (1) 場所 大分県庁舎新館9階 会議室          (2) 日時 令和6年5月24日（金）午前11時          (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項          免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項          契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。          (1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。          (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項          大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。          なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。          (1) 金額の記載がないもの          (2) 入札に関する条件に違反したもの          (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。          (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項          設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項          (1) 交付場所          4の(1)に同じ。          (2) 交付日時          4の(2)に同じ。</p>
---	---

<p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Terminal for Oita Prefectural Police Integrated Information and Communication Network (2) Time limit for tender 11:00 a.m. 24 May 2024 (3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p>	<p>令和6年4月9日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 運転免許証追記装置等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（60か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入期限 令和6年11月30日</p> <p>(4) 納入場所 大分県警察本部交通部運転免許課ほか17所在地</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から8の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p>
--	--

令和六年四月九日

大分県警（公印）

<p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和6年5月20日（月）午後5時15分までに大分県警察本部交通部運転免許課免許システム係に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>入札参加を希望する者は、入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和6年5月20日（月）午後5時15分（必着）までに持参又は郵送により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県警察本部交通部運転免許課免許システム係 〒870-0401 大分市大字松岡6687番地 電話 097-528-3000 内線 702-223</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望するものの手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和6年4月9日（火）から同年5月2日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページ (<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a>) より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p> <p>大分県警察本部交通部運転免許課免許システム係 〒870-0401 大分市大字松岡6687番地 電話 097-528-3000 内線 702-223</p>	<p>(2) 日時</p> <p>令和6年4月9日（火）から同年5月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和6年5月23日（木）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月22日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>8 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館10階 会議室</p> <p>(2) 日時 令和6年5月23日（木）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合において、再度の入札による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>9 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>10 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p>
---	--



<p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>12 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>13 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 5の(1)に同じ。 (2) 交付日時 5の(2)に同じ。</p> <p>14 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。 (2) 落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>15 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>16 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>17 その他 (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Drivers license Postscript equipment etc</p>	<p>(2) Time limit for tender 10:00 am. 23 May 2024</p> <p>(3) Office Drivers License Division, Oita Prefectural Police 6687 Matuoka, Oita city 870-0401 Tel 097-528-3000</p> <p>~~~~~</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による大分都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和六年三月二十一日付け九州地方整備局告示第三十九号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。</p> <p>令和六年四月九日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 都市計画事業の種類及び名称 平成二十七年九州地方整備局告示第四十五号大分都市計画道路事業 三・四・十九号古国府木ノ上線</p> <p>二 施行者の名称 大分県</p> <p>三 事務所所在地 主たる事務所 大分県土木建築部道路建設課 大分市大手町三丁目一番一号 従たる事務所 大分県大分土木事務所 大分市向原西一丁目四番二号</p> <p>四 事業地 1 取用の部分 変更なし 2 使用の部分 なし</p> <p>~~~~~</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。</p> <p>令和六年四月九日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 開発区域に含まれる地域の名称</p>
--	---

令和六年四月九日

大分県報（公告）

一四

宇佐市大字大塚字宮ノ下五百二十三番一、字穴井五百四十一番二ほか八筆及び五百四十二番六ほか一筆の各一部並びに五百四十二番七地先里道、字原口五百六十六番二地先里道、字溝ノ上五百三十七番一ほか一筆の各一部及び五百三十七番二ほか一筆の各地先里道並びに字久保前五百六十三番六ほか二筆及び五百五十八番二ほか二筆の各一部並びに大字中原字三郎四郎三百五十八番一ほか四筆及び三百五十八番十三の一部、字原口三百五十六番一ほか一筆並びに字川ノ上三百五十九番一

二 開発区域の面積

一万七千九百六十三・三二平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

宇佐市大字上田千三十番地の一

宇佐市長 是 永 修 治

四 完了検査年月日

令和六年三月十五日